

第六章 『法華義疏』に見られる改補修正貼紙の書風分析

ここでは、第四章において掲げた本研究の分析項目、4箇所について異筆判断を行う。4箇所の内容は、以下の通りである。

第一節 卷一の冒頭、題号の部分に関する書風

第二節 卷一第三十四紙、『方便品』に見られる書風

第三節 卷四『寿量品』に見られる脇書貼紙の書風

第四節 卷四第六紙『法師品』に見られる書風

第六章では、本研究において構築した「法華義疏画像データベース」から画像データを抜粋し、分析を行う。

尚、本文中、画像データに併記した数値は、『法華義疏』における、「**巻数－第何紙－何行目－何文字目**」を示す**4桁の数字**である。

各巻の「第何紙」については、石田茂作氏の測定した「料紙寸法」一覧表⁽¹⁾を参照した。第二節の「卷一第三十四紙」という数え方は、石田茂作氏の一覧表に拠る。卷一の巻頭の題号部分を石田茂作氏は見返しとして捉え一紙として数えていないが、しかし、本研究の「法華義疏画像データベース」においては、第一紙としてカウントした。このため、「卷一第三十四紙」の画像データは「1-35- - 」である。

石田茂作氏は、「各紙最初の字」を掲載した理由について、コロタイプ複製本は、原本の継ぎ目と写真幕の継ぎ目が区別し難いため⁽²⁾、としている。

(1) 石田茂作「装幀」(『法華義疏解説』聖徳太子奉讃会 1971年)13頁

(2) 同上 13頁

『法華義疏』画像

4桁の数字「巻数-第何紙-何行目-何文字目」

「1-1-1-1」

「1-2-1-1」

石田茂作氏は見返しを一紙に数えていないが、

本研究は一紙としてカウントする。

夫妙法蓮華經者蓋是德中万善合为一目之豊田七百近
 壽轉成長遠之神藥若論迦釋如来應現代長入大息者
 時歎宜濃氏經教循同歸之妙因令得莫二之大果但衆生
 宿值善激神圖根鈍五濁弊於大機六弊獲具慈眼率不
 可同一乘回果之大理所以如來隨時而宜初就廣範用三乘之
 心別流使感各趣之邊果從代以未離後平說无相勸同指或

法華義疏第一

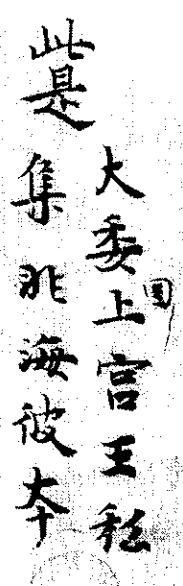
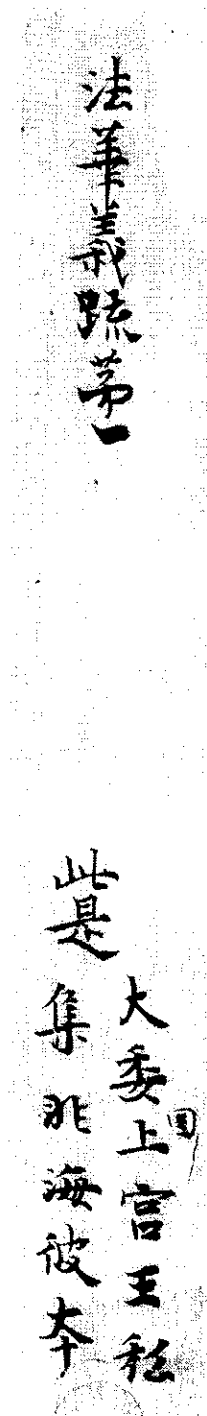
此是 大委上宮王秘 集非海彼本

第一節 卷一の冒頭、題号の部分に関する書風分析

ここでは、以下に示した卷一の冒頭、巻頭の題号と巻一末尾、題号の部分の異筆分類を行う。

卷一の冒頭、巻頭の題号

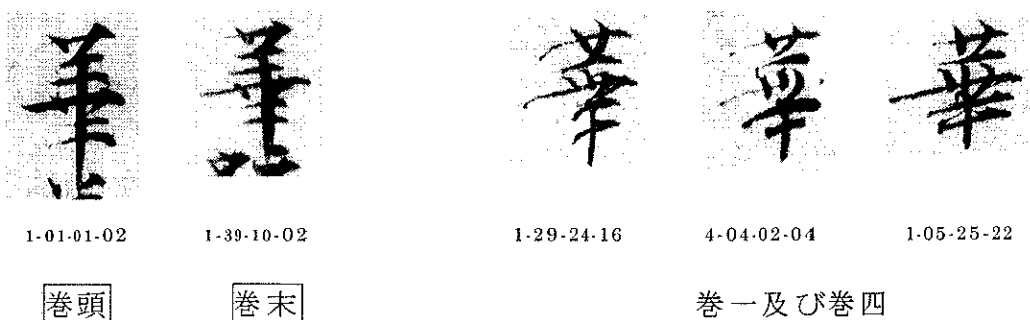
巻一末尾、題号



第四章において先行研究の調査を行い、巻一の題号部分については、書風を異にし、奈良時代のものであるという見方が定説になっていることについて述べた。

また、巻頭の「法華義疏第一 此是大委国上宮王私集非海彼本」の二十字と、巻一の巻末「法華疏第一」の五字が、同筆なのではないかとする説があることを第四章に記した。

この巻頭二十字と巻末五字は、「法」「華」「疏」「第」「一」の文字を同じくする。この五字を、巻一及び巻四の文字と比較し、傾向を調査した結果、「華」と「疏」の二字に巻一及び巻四とは、異なった傾向が見られることがわかった。



上に見られるように、巻頭と巻末の「華」は、いずれも、「くさかんむり」の下の横画を五本にしている。また、長い縦画は中心を突き抜けるように書かれ、中央の横画には左右に二つ、点が付されている。

それに対し、巻一及び巻四では「くさかんむり」の下、横画を一本引いた後、点を並べて三つ打ち、三つめの点から掬い上げるようにして大きな回転を作り、そこから横画につなげ、更に二本の横画を書き、最後に短く縦画を添えている。「くさかんむり」の下の横画は四本であり、一本少ない。

1-05-25-22 のように、中央の点と最後の縦画が重なり、一本の線のように繋がって見えるものもあるが、筆脈を辿れば、筆者の意図し

ない偶然の重なりであるということがわかる。縦画は横画からの繋がりで書かれ、詳細に見れば、起筆には下から掬い上げるような線が見える。

「疏」は、巻頭と巻末では、右側の傍の部分、はじめに点を打っている。しかし、巻一及び巻四の「疏」には、右上の点がない。



1-01-01-04

巻頭



1-39-10-03

巻末



1-04-07-24



1-02-06-03

巻一及び巻四

以上、ここでは、「華」と「疏」の二字に巻一及び巻四の部分との違いが見られることを述べた。

これら、字形の違いにより、巻一冒頭と、巻一末尾の題号は、『法華義疏』において、異筆であると考えられる。

本研究においては、異筆の断定ということが、論文の主題であるため、先行研究にある「奈良時代のもの」という定説に関しては、譲る。

第二節 卷一第三十四紙、『方便品』に見られる書風分析

ここでは、卷一第三十四紙について、異筆の分類を行う。この部分
は、西川寧氏が「別筆の四行」として論述を行っている。また、花山
信勝氏は「白色紙」として取り上げている。

卷一第三十四紙、『方便品』

擬宜中糸イニ第一初一行偈明他擬宜交及日每第二行我
得智慧以下一行半偈正作擬宜思惟如長子考即認下可擬
宜事也我所得智慧者即

卷一第三十四紙は四行の貼紙である。これについて花山信勝氏は、「墨色も違えば、紙色も白く⁽³⁾」と白色紙であることを述べている。それに対し、石田茂作氏は白色紙として取り上げておらず、花山氏と石田氏では論述に違いが見られる。白色紙として論述があるのは、花山信勝氏の論考のみということになる。

書風については、西川寧氏に「別筆の四行⁽⁴⁾」という論述がある。このことは第四章における仮説の中で論述した。西川氏はその中で、「この四行の文字は他に比べて稚拙である。⁽⁵⁾」と述べ、「別筆」であるとしているが、この論文中には、「別筆」であるという具体的根拠が示されていない。ここでは、卷一第三十四紙と卷一及び卷四の比較を行うことで、文字例を挙げて西川氏の説を論証していく。

卷一第三十四紙は、全 84 字、50 種類の文字が書かれている。複数回に互り使われた文字は 9 種類になる。西川寧氏は、論考の中で「純然たる草体⁽⁶⁾」として 14 文字を挙げている。西川氏の挙げた 14 文字は「作・事・者・乗・為・実・是・初・明・處・数・従・所・謂⁽⁷⁾」であるが、この他、草書で書かれたものが、「有」「正」の 2 文字ある。右の図に示す、「有」1-35-02-05 と「正」1-35-03-10 である。



1-35-02-05



1-35-03-10

卷一第三十四紙の中には草書が 16 文字存在することになる。これ

(3) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和 53 年)149 頁
(4) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年) 64 頁
(5) 同上 64-65 頁
(6) 同上 65 頁
(7) 同上 65 頁

らの草書の文字を西川氏は時代様式の比較対象としたが、本研究では、巻一及び巻四の文字と比較し、異筆の分析対象とする。

巻一第三十四紙には、一つの漢字に対して、書体を変えて書いているものが、3種類ある。その3種類とは、「作」、「事」、「者」であり、楷書または草書で書かれている。



巻一第三十四紙は、わずか4行という貼紙である。しかしその中においても、一つの文字の書体を変え、楷書、または草書としている。

比較対象である巻一及び巻四は、書風の一貫性が見られ、この面から考えても、趣を異にしている。

(1) 卷一第三十四紙のみに見られる草書体 9種類

卷一第三十四紙の中にのみ草書で書かれ、『法華義疏』全体と明らかに字形を異にするとと思われるものが9種類存在する。

これらは、卷一第三十四紙が異筆であるということを証明する重要な文字例であると考えられる。以下、文字例の抜粋を示す。

1-03-04-22 卷一及び卷四 139 例中

卷一第三十四紙 1例 1-35-02-14

1-03-07-26 卷一及び卷四 139 例中

卷一第三十四紙 1例 1-35-03-18

1-06-01-26 卷一及び卷四 415 例中

卷一第三十四紙 1例 1-35-03-19

1-05-04-01 卷一及び卷四 148 例中

卷一第三十四紙 1例 1-35-01-16

1-06-02-04 卷一及び卷四 150 例中

卷一第三十四紙 1例 1-35-01-23

1-02-16-09 卷一及び卷四 448 例中

卷一第三十四紙 1例 1-35-03-17



1-02-26-0 卷一及び巻四 49 例中



1-30-08-17 卷一及び巻四 15 例中



1-12-28-09 卷一及び巻四 79 例中



卷一第三十四紙 1 例 1-35-02-17



卷一第三十四紙 1 例 1-35-02-20



卷一第三十四紙 1 例 1-35-03-21

「作」、「事」、「者」の3種類は、先に述べたように、草書体は各一例ずつであるが、この他、楷書でも書かれている。書体を変えて巻一第三十四紙中に複数使われている文字であるが、『法華義疏』中に見られる、ただ一例の草書体であることに変わりはない。

巻一及び巻四の比較対象は、書風の一貫性が見られ、「是」448例、「者」415例という、盛んに使われる文字を見ても、一例の相違なく、草書体は見られない。

このことから、巻一第三十四紙は、『法華義疏』の中においては、異質であることが指摘できよう。

(2) 卷一及び巻四と字形の違うもの

(1) においては、書体の違いを挙げたが、ここでは字体の違うもの、4文字を挙げる。

卷一及び巻四

卷一第三十四紙

1-05-01-08

1-35-02-09

「初」は西川氏の論考で「純然たる草体⁽⁸⁾」として挙げられた、14文字のうちの一つである。

卷一第三十四紙では、右側の偏をカタカナの「ネ」のような「ころもへん」にしている。しかし、卷一及び巻四においては、165例中、大半が右を「のぎへん」にしている。「ほとんど」であり「すべて」でないのは、卷一第三十四紙の他にも、右側の偏を「ころもへん」にしている文字があるためであり、165例中、4例見られる。しかし、これらは補筆として行間中に附記されたものである。異筆の可能性を含め、本文とは区別して考える必要がある。

卷一第三十四紙の中には、楷書で書かれたものの中にも、卷一及び巻四と字形を異にするものがいくつかある。

(8) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年)65頁

「就」は、文字の左下の部分が、巻一第三十四紙と巻一及び巻四で、書き方が違っている。

1-04-12-05

巻一及び巻四

1-35-01-19

巻一第三十四紙

巻一第三十四紙は、文字の左下を「十」にしている。それに対し、巻一及び巻四ではすべて、左下を「小」にしている。

データベース 274 例中、巻一第三十四紙の 1-35-01-19、1 例のみが書き方を異にしている。

「擬」はデータベース中、19 例見られる。巻一第三十四紙のみ「てへん」の書き方が違っている。

1-36-04-16

巻一及び巻四

1-35-02-15

巻一第三十四紙

巻一第三十四紙には 5 例あり、いずれも「てへん」の第三画を下から上に撥ね上げている。それに対し、巻一及び巻四では、第三画を上から下に書き書き下ろしている。更に、傍の右側を、巻一第三十四紙では、「口」と「女」にはっきりと書き、くずしていないが、巻一及び巻四では「口」を点二つに省略し、二つの点と線でつなげて省略している。

「偈」の傍の部分、右上を、巻一第三十四紙では、1-35-02-12 を含めた 2 例、「日」に書き楷書としている。



1-14-07-09

巻一及び巻四



1-35-02-12

巻一第三十四紙

それに対し、巻一及び巻四では、横画を省略し、次の線につながっている。

以上 3 例は、楷書及び行書で書かれたものの中にも、巻一第三十四紙に、異質の要素が含まれているということを示している。

以上、(1)、(2)からわかるように、巻一第三十四紙には、書体の違い、または、字形の違いという異質な要素が含まれている。

これらの文字例により、同一筆者のものとは考えられない。これは、西川寧氏による先行研究の「別筆」の説を証左するものである。

(3)西川寧氏の時代策定に対する考察

西川寧氏は論考の中で、巻一第三十四紙の草書体を時代策定の判断基準としている。

南北朝、隋の遺品と比べ、草書体が正確であり、進んでいて、「草書体としては正確にこなれていて⁽⁹⁾」、「後につづく唐代の草書例の文字を思わせる。⁽¹⁰⁾」としているが、しかし、実際に唐代の草書による章疏の「全篇見事に草書化した練達の筆⁽¹¹⁾」と比較してみると、「草書化の度合は唐よりもはるかにぎこちなく、これに先行する⁽¹²⁾」ものであるとしている。そして、新羅僧元暁の『判比量論』(671~740 富貴原説)に比べ、「義疏の四行の素朴さは到底これに及ぶものではない。⁽¹³⁾」とし、「義疏の四行の草書経としての原始性は、やはり唐にまで降らないことを示すものかと考える。⁽¹⁴⁾」としている。

西川氏の説によれば、『法華義疏』は「別字」、「様式」の面から隋の様式であるとされている。この巻一第三十四紙「別筆の四行」が更に、「唐にまで降らない」とするならば、『法華義疏』と同時代の書写ということになり、時を経ないで、巻一第三十四紙の貼紙が行われたということになる。

本研究は、異筆の断定を研究目的としており、新たな様式論の確立と論文構成の明示のため、時代策定は稿を譲ることとしている。従って、巻一第三十四紙の「唐にまで降らない」とする西川氏の説を早急

(9) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年)65頁

(10) 同上 65頁

(11) 同上 65頁

(12) 同上 65頁

(13) 同上 66頁

(14) 同上 66頁

に立証することは避けるが、今後の時代策定に関する一つの指標として、「得」の字について述べたいと思う。

「得」は、西川氏が「様式」の中で取り上げ、「寸の形のついた字⁽¹⁵⁾」として分類している文字である。この中で「寸」の点の位置に関して特徴を挙げ、「時・得・等などでは、寸の上の横画の上ののせて打ち⁽¹⁶⁾」として「得」を挙げている。そして、「このことは、ほんの技巧上の問題と考え、偶然の一致と簡単に見る人があるかもしれないが、鎖細なようで、実は時代が然らしめる重要な造形意思に立つことなのである。⁽¹⁷⁾」とし、これを以って、「すなわち義疏は様式論的に隋形態であると考えねばならぬのである。⁽¹⁸⁾」としている。

卷一第三十四紙に見られる「得」について、これを照合した。

その結果、横画の上に「寸」の点をのせて書いていることが判明した。



1-02-03-15

卷一及び卷四



1-35-01-13



1-35-03-01



1-35-04-06

卷一第三十四紙

卷一第三十四紙には「得」が3例見られるが、いずれも「寸」の横画に点をのせている。「得」1-02-03-15は卷一及び卷四の中でも、はっきりと「寸」の点が横画にのっている好例である。

西川氏は卷一第三十四紙の「得」の字について言及していないため、

(15) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年)64頁

(16) 同上 64頁

(17) 同上 64頁

(18) 同上 64頁

どのような見解であったかは不明である。しかし、論旨としては矛盾がない。今後、『法華義疏』の時代策定を行う中での課題にしていきたいと考えている。

第三節 卷四『寿量品』に見られる脇書貼紙の書風分析

第四章の仮説において導き出された『寿量品』の貼紙は以下の二箇所である。花山信勝氏、石田茂作氏に「白色紙」であるとの論述が見られる。この二箇所は、共に「示滅非實滅」の文を含んでいる。『寿量品』には、この二箇所その他「示滅非實滅」の文を含む修正があり、合計九箇所となるため、比較を行い、異筆を分明する。

この他にも、『寿量品』では、同じ文言を数箇所にわたり連続して修正している。ここでは、『寿量品』における修正箇所を書かれた内容から分類し、各々について異筆の分類を行う。

第四章の仮説において導き出された『寿量品』の「白色紙」

卷四第十九紙の貼紙

一 正釋第二從諸善男子以下結示滅非滅就第一正釋中亦有三第一直明示滅但約化物第二釋

初須滅此好等一可見從諸善男子以下結示滅非滅就第一正釋中亦有三第一直明示滅但約化物第二釋

卷四第二十三紙の貼紙

皆可見從神通力如是以下十行偈頌上第二結示滅非實滅但文少廣意則是一也

從諸善男子釋難通約神通可見從神通力如是以下十行偈頌上第二結示滅非實滅但文少廣意則是一也

『寿量品』には、紙色の違う「白色紙」の貼紙があり、10文字以上の貼紙で、多方面からの論述が見られるものが、二箇所ある。巻四第十九紙の貼紙と巻四第二十三紙の貼紙であり、以下の内容である。

巻四第十九紙の貼紙「一正釋。第二從諸善男子以下。結示滅非滅。就第一正釋中亦有三。第一直明示滅但約化物。第二釋」

巻四第二十三紙の貼紙「皆可見。從神通力如是以下十行偈。頌上第二結示滅非實滅。但文少廣。意則是一也。」

『寿量品』の「白色紙」巻四第十九紙の貼紙と巻四第二十三紙の貼紙は、共に「示滅非實滅」の文を含んでいる。前後に見られる合計九箇所の修正を比較し、異筆の判断を明確に行う。

まず、比較の対象を明らかにするため、『寿量品』に見られる改補修正貼紙の箇所を列挙する作業を行った。『法華義疏』の改補修正貼紙の箇所は、巻が進むにつれ多くなる傾向があり、『寿量品』の改補修正貼紙の箇所は六十七箇所に及んだ。

その結果、『寿量品』には同じ文言を数箇所にわたり、連続して修正しているものがあることが判明した。同一の文字による比較でもあり、第三節は、(1)と(2)において分析を行う。対象となる文言は、以下のものである。

- (1) 「四種方便自顯久遠之旨」
- (2) 「示滅非實滅」

(1) 先行研究にて自筆とされている改補修正貼紙

六十七箇所の内、自筆とされている貼紙、四箇所の分析を行う。

- ① 貼紙「四種方便自顯久遠之旨」
- ② 貼紙「明四種方便自顯久遠之旨」
- ③ 貼紙「四種方便自顯久遠之旨」
- ④ 貼紙「四種方便自顯久遠之旨」

①
四種方便自顯久遠之旨

②
四種方便
自顯久遠之旨

③
四種方便自顯久遠之旨

④
四種方便自顯久遠之旨

『寿量品』には、同じ内容の修正が数度にわたって繰り返されているものがある。

前頁に示した画像であり、花山信勝氏の論考の中には、「御草文後の修正」として取り上げられている⁽¹⁹⁾。

①貼紙「四種方便自顯久遠之旨⁽²⁰⁾」

②貼紙「明四種方便自顯久遠之旨⁽²¹⁾」

③貼紙「四種方便自顯久遠之旨⁽²²⁾」

④貼紙「四種方便自顯久遠之旨⁽²³⁾」

これら四箇所の改補修正貼紙は、執筆者自身の手によるものなのか否かを判断するため、次に、文字の比較を行う。

(19) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻)136頁

(20) 「法華義疏」(『大日本仏教全書』名著普及會刊、昭和五十三年復刻)116頁 下段

(21) 同上 116頁 下段

(22) 同上 118頁 下段

(23) 同上 118頁 下段

卷一

寿量品

	①	②	③	④
種	種	種	種	種
1-09-05-14	4-18-01-02	4-18-08-23	4-20-01-05	4-20-05-07
便	便	便	便	便
1-31-03-30	4-18-01-04	4-18-08-25	4-20-01-07	4-20-05-09
久	久	久	久	久
1-37-07-16	4-18-01-07	4-18-09-03	4-20-01-10	4-20-05-12
自	自	自	自	自
1-06-11-04	4-18-01-05	4-18-09-01	4-20-01-08	4-20-05-10

①、②、③、④の中から「種」、「便」、「久」、「自」の四文字を抜粋し、巻一の中から選択した文字を比較対象にした。

「種」おける①（4-18-01-02）、「便」の④（4-20-05-09）、「久」の④（4-20-05-12）、「自」の②（4-18-09-01）は、巻一の文字と同じ筆者の筆跡によるものと考えられる。

このことから、①、②、③、④の改補修正貼紙は、すべて、『法華義疏』と同一の筆者の手によって書かれたものと考えられる。本研究では、花山信勝氏の同一筆者説を具体的な文字例を以って示し、結果を明らかにした。

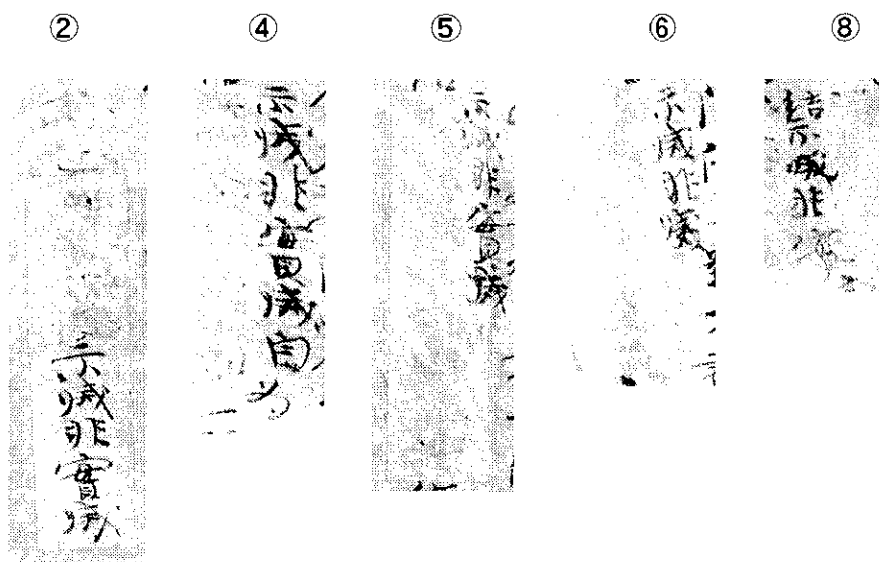
(2)後人加筆の可能性のある改補修正貼紙とその内容

ここでは、第四章の仮説で導き出された「白色紙」の巻四第十九紙の貼紙と巻四第二十三紙の貼紙を中心に、「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を含む修正箇所、九箇所について異筆の判別を行う。

尚、花山信勝氏に「後人加筆の疑義」とする論考がある。

「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を含む修正箇所

- ①貼紙「一正釋第二從諸善男子以下。結示滅非實滅。就第一正釋中亦有三。第一直明示滅但約化物第二釋」
- ②貼紙「示滅非實滅」
- ③脇書「有二。第一正釋。第二結示滅非實滅。就第一正釋」
- ④消して脇書「示滅非實滅自為。」
- ⑤貼紙の脇「示滅非實滅。」
- ⑥貼紙の脇「示滅非滅。」
- ⑦補筆「上第二釋疑中有二。第一正釋。第二結示滅非實滅。」
- ⑧消して脇書「結示滅非實滅。」
- ⑨貼紙「皆可見。從神通力如是以下十行偈。頌上第二結示滅非實滅。但文少廣。意則是一也。」



卷四第十九紙の貼紙と卷四第二十三紙の貼紙は、『寿量品』における「白色紙」であり、いずれも「示滅非實滅」の文を含んでいる。

『寿量品』にはこの他にも、「示滅非實滅」の文を修正したものが数箇所にあたって見られる。以下に列挙する。

A 「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を含む修正箇所

- ①貼紙「一正釋第二從諸善男子以下。結示滅非實滅。就第一正釋中亦有三。第一直明示滅但約化物第二釋⁽²⁴⁾」「白色紙」卷四第十九紙の貼紙
- ②貼紙「示滅非實滅⁽²⁵⁾」
- ③脇書「有二。第一正釋。第二結示滅非實滅。就第一正釋⁽²⁶⁾」
- ④消して脇書「示滅非實滅自為⁽²⁷⁾。」
- ⑤貼紙の脇「示滅非實滅⁽²⁸⁾。」
- ⑥貼紙の脇「示滅非滅⁽²⁹⁾。」
- ⑦補筆「上第二釋疑中有二。第一正釋。第二結示滅非實滅⁽³⁰⁾。」
- ⑧消して脇書「結示滅非實滅⁽³¹⁾。」
- ⑨貼紙「皆可見。從神通力如是以下十行偈。頌上第二結示滅非實滅。但文少廣。意則是一也⁽³²⁾。」「白色紙」卷四第二十三紙の貼紙

(24) 「法華義疏」(『大日本仏教全書』名著普及會刊、昭和五十三年復刻) 118頁 上段
花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻) 148、149頁

(25) 「法華義疏」(『大日本仏教全書』名著普及會刊、昭和五十三年復刻) 118頁 上段

(26) 同上 118頁 下段

(27) 同上 119頁 上段

(28) 同上 119頁 上段

(29) 同上 120頁 下段

(30) 同上 121頁 上段

(31) 同上 121頁 上段

(32) 同上 121頁 下段

「法華義疏」(『大日本仏教全書』名著普及會刊、昭和五十三年復刻) 148、149頁

以上、九箇所が『寿量品』の中に見られる「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を含む改補修正貼紙である。①と⑨は、花山信勝氏の論考の中に「後人加筆の疑義」として挙げられた、数十字にわたる修正であり、「白色紙」の巻四第十九紙の貼紙と巻四第二十三紙の貼紙である。

①から⑨に見られる共通の文字は「示」、「滅」、「非」、「滅」の四文字である。これらを比較し、更にデータベース収録の巻一及び巻四の文字と照合すると、「滅」と「非」の二文字に、一つの傾向が見られた。

「滅」と「非」の二文字について、比較結果を次に挙げる。

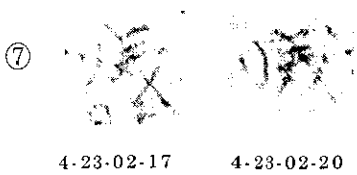
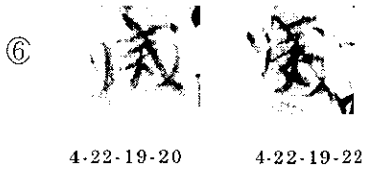
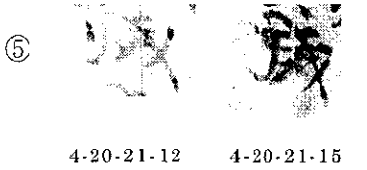
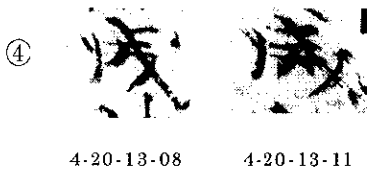
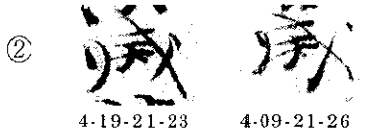
滅



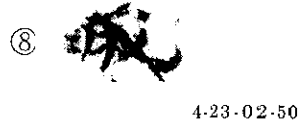
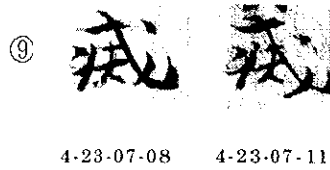
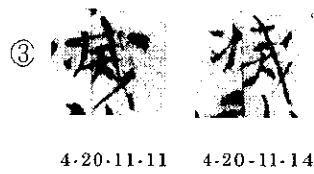
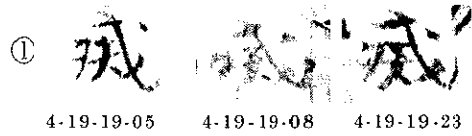
1-10-24-18

卷一及び卷四では、1-10-24-18に見られるように、「滅」左側の点を一つにしている。①から⑨には、卷一及び卷四と同じの点が一つのものと、二つのものと二種類がある。

「点が一つ」



「点が二つ」



卷一及び卷四と同じ「点が一つ」のものが②、④、⑤、⑥、⑦、⑧の六箇所十一例であり、「点が二つ」のものが①、③、⑧、⑨の四箇所八例である。⑧は点が一つのものと、二つのものと二種類が存在している。

非

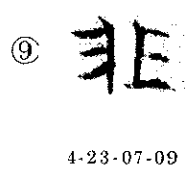
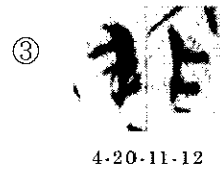
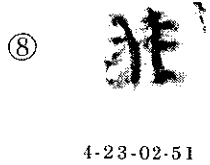
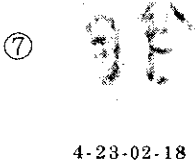
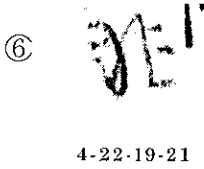
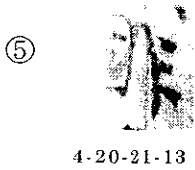
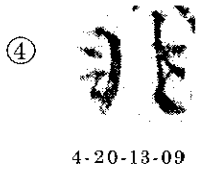
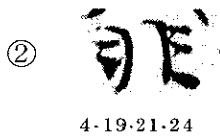


1-03-14-13

卷一及び卷四では、1-03-14-15に見られるように「非」の左側の第一画を大きく横に伸ばし、起筆から横に進んで縦画につなげている。この他に、①から⑨の中には第一画をまっすぐの縦線にしているものが見られる。

「横画から縦画に進む」

「まっすぐな縦線」



卷一及び卷四と同じく、第一画を「横画から縦画に進む」ようにしているものが、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧の六箇所、六例あり、「まっすぐな縦線」にしているものが、①、③、⑨の三箇所、三例見られ

る。⑧は、二重の書き直し線があり、判然としないが、起筆の方向から「横画から縦画に進む」ものとして分別した。

以上、「滅」と「非」の比較の結果から以下のようなことがわかる。

同筆と思われるもの	「滅」②、④、⑤、⑥、⑦、⑧
	「非」②、④、⑤、⑥、⑦、⑧
異筆と思われるもの	「滅」①、③、⑨、⑧
	「非」①、③、⑨

「滅」と「非」が同じ結果を示しているものが九箇所中、八箇所である。

⑧のみ例外であり、「滅」と「非」が違う結果となっている。二例見られる「滅」は、左側の点が二つのものと一つのものがあり、巻一及び巻四と同様のもの、巻一及び巻四と異なるものの双方の書風が見られる。「非」は巻一及び巻四と同様のものに分類しているが、書き直しの線が二重に重なって見え、判然としない。従って、「滅」と「非」の二文字からは、⑧の異筆の判断は明かにならず、⑧に関しては、「結」「示」「實」などの他の文字を比較対象として分析する必要がある。これらから、以下の結果が導き出される。

巻一及び巻四と同筆	②、④、⑤、⑥、⑦の五箇所
巻一及び巻四と異なり、異筆	①、③、⑨の三箇所
「滅」と「非」の比較からは不明	⑧の一箇所

「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を含む改補修正貼紙の九箇所は、同筆と異筆の混在があり、『法華義疏』の執筆者本人による修正が②、④、⑤、⑥、⑦の五箇所と、別の筆跡の修正が①、③、⑨の三

箇所、存在するということになる。

また、巻一及び巻四と異なり、異筆であると思われる①、③、⑨の三箇所の内、①と⑨は花山信勝氏の「後人加筆の疑義」として挙げられた、数十字にわたる修正である。従ってここでは、先行研究において花山氏が「疑義」として取り上げた箇所を、「滅」と「非」の比較により「断定」とし、具体的な文字例を示し判別を行った。

更に、花山氏が「その前後に互つて尚ほ七回も施されてゐる『示滅非實滅』の修訂文字と比較して、それを同筆と観るか他筆と観るかの疑問がある⁽³³⁾。」とした、七箇所についても分析し、②から⑧の結果を導き出した。花山氏は、この部分に関して、「若し、それを同筆とすることが出来れば、これ亦上来他筆と考へて来たものを悉く否定する根拠となる⁽³⁴⁾。」として「若し」の言葉を使い、明言は避けているが、内容は、同筆であることへの可能性に比重を置いた表現となっている。これは、花山氏が太子御自筆と断定した『法華義疏』の中に、別の筆跡が存在するということに対する心情的な抵抗感のようなものであろうか。

本研究では、花山氏の「前後に互つて尚ほ七回も施されてゐる『示滅非實滅』の修訂文字」、七箇所の内、五箇所を同筆とし、一箇所を異筆とし、一箇所を不明と判断した。

次項では、「滅」と「非」以外の文字の比較により、①、⑨、③、⑧に関する更に詳細な書風分析を行い、異筆の判別をより精緻なものにしていく。

(33) 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻) 149頁

(34) 同上 149頁

B ①卷四第十九紙の貼紙、四十字

①の卷四第十九紙は、「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を含む九箇所の内、最初に出てくる改補修正貼紙である。

貼紙の後、「一正釋第二從諸善男子以下。結示滅非實滅。就第一正釋中亦有三。第一直明示滅但約化物第二釋」とあり、四十字にわたって修正が行われている。

先に、この中の「滅」と「非」を比較し、データベース収録の巻一及び巻四とは書風が異なることから、異筆であると判断した。ここでは、貼紙に見られる、他の文字全体を比較することで、Aにおける判断を更に明確なものにする。

論述にあたっては、

B - 1 巻一及び巻四に比して筆画が多いもの

B - 2 巻一及び巻四に比して筆画の省略が見られるもの

B - 3 巻一及び巻四に比して文字の表現に違いが見られるもの

B - 4 他に事例のない不明のもの

の四項目に分類し、分析を行った。

尚、③、⑨の数十字の中に、①と同一の文字が含まれている。③、⑨に関しては、次項にて分析を行う。巻一及び巻四の文字として比較対象の中には含まない。また、第二節で分析を行った巻一第三十四紙に関しても、本研究では、先行研究と同様に異筆と断定しており、従って、データベースに収録した文字数の内、これらを除いたものが、巻一及び巻四の比較対象の文字数である。

B-1 筆画が多いもの 四文字

『法華義疏』全体は、西川寧氏が評したように、「右まわりの快速な調子にのった、便宜を旨とする筆記体⁽³⁵⁾」である。従って、運筆の中で筆画を省略し、流れに乗って、筆を進めている感がある。

それに対し、①の巻四第十九紙の貼紙には、本文の文字に比べ、筆画が多く、省略されていない文字が四文字見られる。

「結」「善」「直」「亦」である。

巻一及び巻四、97例



1-10-13-03

①巻四第十九紙の貼紙、1例



4-19-19-03

「結」は、巻一及び巻四の97例が、「いとへん」を三本の線の連続にし、行書にしている所を、①巻四第十九紙の貼紙では、「幺」の部分の角を取り、隸書のように曲線を連続させて書いている。

巻一及び巻四、121例



1-02-10-02

①巻四第十九紙の貼紙、1例



4-19-18-27

「善」は、巻一及び巻四の121例すべてが、下の「口」を行書にし、長い横画の後「ノ」の線から続けて書いている。しかし、①巻四第十九紙の貼紙、1例のみ「口」を楷書にしてくずしていない。

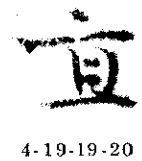
(35) 西川寧「書法」(『法華義疏 解説』聖徳太子奉讃會 昭和四十六年) 57頁

「直」は、巻一及び巻四の 52 例すべてが、第一画を「ノ」の形にし、連続して第二画の横画を書いている。それに対し、①巻四第十九紙の貼紙、1 例は、第一画を点にし、離して第二画の横画を書いている。

巻一及び巻四、52 例

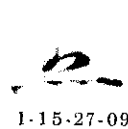
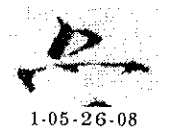


①巻四第十九紙の貼紙、1例



「亦」は巻一及び巻四の大半を占める 374 例が点を三つ打ち、滑らかに連続させている。点を四つにしているものは僅か 2 例に過ぎない。また、その内の 1 例は、改訂修正であり、本文と区別する必要がある。僅か 2 例のものも、点の数に違いはあるが、点を連続させ、つなげている。巻一及び巻四では、大半を占める 374 例も、2 例も、いずれも運筆の中で点を続けて書いている。それに対し、①巻四第十九紙の貼紙、1 例は点が四つであり、しかも、すべて離して点を打っている。

巻一及び巻四、374 例 (巻一及び巻四、2 例)



①巻四第十九紙の貼紙、1



「点が三つ連続」「点が四つ連続」

「点が四つ不連続」

B-2 筆画の省略が見られるもの 二文字

B-1では巻一及び巻四に比べ、筆画が多いもの、四文字について述べたが、ここでは、逆に、巻一及び巻四に比べ、筆画が省略されているものについて論述する。

「就」「第」である。

巻一及び巻四、271 例



1-03-06-24

①巻四第十九紙の貼紙、1



4-19-19-09

「就」は、巻一及び巻四の 271 例が左下を「小」の形にしているのに対し、①巻四第十九紙の貼紙の 1 例は横画一本に、省略している。これは、第二節の(4)で述べた巻一第三十四紙の例と同じの書き方である。

巻一及び巻四、1382 例



1-14-02-15

①巻四第十九紙の貼紙、4 例



4-19-18-23 4-19-19-10 4-19-19-18 4-19-19-28

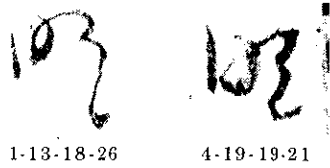
「第」は、データベース集録の巻一及び巻四の中で最も多く登場する文字である。1382 例という多くの文字を書き、すべて同じ書き方にしている。すなわち、文字の上部、「たけかんむり」の第一画、第二画を縦画二本にし、線を続けて掬い上げるようにして横画を書いている。これに対し、①巻四第十九紙の貼紙では、上部の横画に縦画を二本書いているのは、4 例の内、1 例のみである。残り 3 例は、巻一及び巻四とは書き順も異なり、まず横画を書き、縦画を一本省略して、縦の線を書いたまま、次に繋げている。

B-3 文字の表現に違いが見られるもの 三文字

ここでは、表現に違いがあるもの三文字について述べ、筆跡の違いを更に明確にする。「明」「子」「物」である。

「明」は、巻一及び巻四において、文字の懐を広く取り、左側の「日」

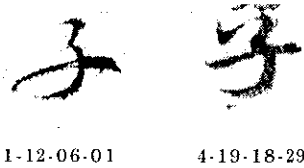
巻一及び巻四 ①巻四第十九紙の貼紙



から大きく下げて「月」くずした部分の縦画を収めている。巻一及び巻四の612例すべてにこうした傾向が見られる。それに比べ、①

巻四第十九紙の貼紙では、左の「日」に対し、右の「月」を接近させている。字形は同じであるが、空間の処理の仕方には大きな違いが見られる。

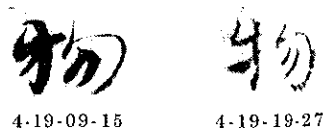
巻一及び巻四 ①巻四第十九紙の貼紙



「子」は、巻一及び巻四において、第一画、第二画を軟らかく、数字の3を書くように緩やかに書いている。それに対し、①巻四第

十九紙の貼紙では、まず第一画の起筆をしっかりと打ち込み、撥ね上げて次に進む。最後の横画は、第二画からの連続ではなく、はっきりと起筆を立て、運筆している。

巻一及び巻四 ①巻四第十九紙の貼紙



「物」は巻一及び巻四において、「けものへん」の第四画の線を、上から下に書き下ろしている。それに対し、①巻四第十九紙の貼紙

では、斜め下から書き、下から上に撥ね上げている。

B-4 他に事例のない不明のもの 一文字

①の巻四第十九紙には、字形の全く異なるものが1例見られる。

巻一及び巻四 2例

約



1-02-21-13

①巻四第十九紙、貼紙 1例



4-19-19-25

「約」の文字は、巻一及び巻四の本文中に2例見られる。1-02-21-13のように、「いとへん」をくずしているが、楷書の字形とかけ離れておらず、文字の想定できる形になっている。しかし、①巻四第十九紙、貼紙の4-19-19-25は字形が変わり、「約」であるとの判断が困難である。本来、「約」の草書形は右のような字形⁽³⁶⁾になる。従って、①巻四第十九紙、貼紙の4-19-19-25は草書の字形とも異なっている。



⁽³⁶⁾ 藤原鶴来編『新書道字典』(二玄社、1985年)717頁

ここでは、①巻四第十九紙の貼紙について分析し、論述にあたっては、四項目に分類し、分析を行った。その結果、①巻四第十九紙の貼紙の四十文字中、先に述べた「滅」「非」のほか新たに十文字に関して、異質の要素が見られた。

B-1 筆画が多いもの	「結」「善」「直」「亦」	四文字
B-2 筆画の省略が見られるもの	「就」「第」	二文字
B-3 文字の表現に違いが見られるもの	「明」「子」「物」	三文字
B-4 他に事例のない不明のもの	「約」	一文字

この結果、①巻四第十九紙の貼紙には、「滅」「非」の二文字を含め、B-1 「結」「善」「直」「亦」、B-2 「就」「第」、B-3 「明」「子」「物」、B-4 「約」の十二文字に、巻一及び巻四とは明らかに違う要素が見られることが判明した。従って、本研究ではこれを『法華義疏』に見られる別人の筆跡、異筆であると断定する。

前述したように、①巻四第十九紙の貼紙は、花山信勝氏が「後人加筆の疑義」として、列举した改補修正貼紙である。花山氏は論述の中で、「後人加筆」、別人の筆跡であるとの判断は行っていないが、本研究では、同氏の先行研究を踏まえ、更に詳細な分析を行い、異筆であると判断した。

C ⑨卷四第二十三紙の貼紙、三十三字

⑨卷四第二十三紙の貼紙は、「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を含む九箇所の内、最後に書かれた改補修正貼紙である。

貼紙の後、「皆可見。從神通力如是以下十行偈。頌上第二結示滅非實滅。但文少廣。意則是一也。」とあり、三十三字にわたって修正が行われている。

この部分に関しては、「滅」と「非」を比較し、卷一及び卷四の文字と書風が異なることから、異筆であると判断している。ここでは、貼紙に見られる、他の文字全体を比較することで、「滅」と「非」における判断を更に明確なものにすると共に、①、③、⑨の関連を明らかにしていきたい。

⑨卷四第二十三紙の貼紙の判断に際し、三項目にわたり、論述を行う。

- C-1 筆画が多いもの
 - C-2 筆画の省略が見られるもの
 - C-3 表現に違いが見られるもの
- である。

C-1 筆画が多いもの 三文字

⑨巻四第二十三紙の貼紙には、本文の文字に比べ、筆画が多く、省略されていない文字が三文字見られる。

「結」「皆」「可」である。

巻一及び巻四、97例

⑨巻四第二十三紙の貼紙、1例 ①巻四第十九紙の貼紙

1-10-13-03

4-23-07-06

4-19-19-03

「結」は、巻一及び巻四の97例が、「いとへん」を三本の線の連続にし、行書にしている。しかし、⑨巻四第二十三紙の貼紙では、4-23-07-06に見られるように、「ㄥ」の部分の角を取り、隸書のように曲線を連続させて書いている。

また、これは右に示した4-19-19-03の文字からわかるように、①巻四第十九紙の貼紙と同じ書き方である。「結」の文字について、①と⑨には類似点が見て取れる。

巻一及び巻四、139例

⑨巻四第二十三紙の貼紙、1例

1-05-02-18

1-14-03-05

4-23-06-13

「皆」は、巻一及び巻四の139例が、上を「比」とし、第二画の「レ」を撥ね上げた線から続けて、右側の「匕」の第三画へと繋がっている。1-05-02-18のように、実線でそれが確認されるものと、1-14-03-05のように、運筆の過程をたどることでそれが看取できるものとある。

それに対し、⑨巻四第二十三紙の貼紙では、4-23-06-03に見られるように、「ム」を二つ並べた形にしている。双方の「ム」とも、一画

ごとに線を独立させており、巻一及び巻四のように連綿でつなげる書き方をしていない。

巻一及び巻四、204 例



1-06-07-27

⑨巻四第二十三紙の貼紙、1 例



4-23-06-04

「可」は巻一及び巻四が、「口」を省略し、点二つを打って縦画へと続けている。

⑨巻四第二十三紙の貼紙では、線を独立させ、楷書で書いている。また、巻一及び巻四では、二つの点を長い横画から離さず直下に置き、縦画を包み込むように伸ばして、文字の懐を広くしているが、⑨巻四第二十三紙の貼紙では、文字の中心に「口」を大きく書いており、文字の懐は狭い。

C-2 筆画の省略が見られるもの 二文字

ここでは巻一及び巻四に比べ、筆画が省略されているものについて論述する。「通」「第」である。

巻一及び巻四、211例

⑨巻四第二十三紙の貼紙、1例



「通」は、巻一及び巻四では、「しんによう」の形を、1-02-22-03のようにするか、4-24-12-23のように連続した形にするか、二通りの書き方が見られる。いずれも、傍の下の部分「用」にするところ、筆画の省略は見られない。

しかし、⑨巻四第二十三紙の貼紙では、傍の部分の筆画を省略している。

巻一及び巻四、1382例

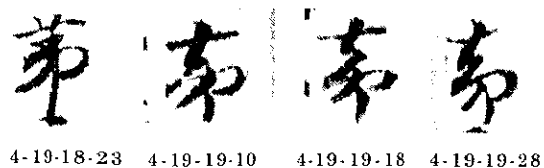
⑨巻四第二十三紙の貼紙



「第」は、巻一及び巻四において「たけかんむり」に縦画が二本見られる。しかし、⑨巻四第二十三紙の貼紙では、縦画を一本にして省略している。書き順も違い、巻一及び巻四では、まず縦画二本を先に書き、二画目の縦画から、線を掬い上げるようにして、円を書き、横画につなげている。それに対

し、⑨巻四第二十三紙の貼紙では、まず横画を書き、縦画を一本省略したまま、縦画か

①巻四第十九紙の貼紙、4例



ら下の部分につなげている。

この書き方は、①巻四第十九紙の貼紙の3例、4-19-19-10 4-19-19-18 4-19-19-28 と同じの書き方である。

①巻四第十九紙の貼紙と⑨巻四第二十三紙の貼紙では、「第」の書き方に類似性が見られることがわかる。

C-3文字の表現に違いが見られるもの 一文字

ここでは、C-3文字の表現に違Eの見られるもの、一文字を挙げる。「也」である。

卷一及び卷四、290例



1-04-21-15



1-09-10-08

⑨卷四第二十三紙の貼紙、1例



4-23-07-20

「也」は卷一及び卷四では、文字の形を扁平にし、最後の第三画を横に滑らせるようにして書いている。また、1-09-10-08に見られるように、第二画の点は、第一画の横画を突き抜けるように上から書いており、290例すべてがこの書き方をしている。

それに対し、⑨卷四第二十三紙の貼紙では、第三画を斜め下に伸ばし、第二画の点は、横画から離して打っている。

Cでは、⑨巻四第二十三紙の貼紙について分析し、三項目にたって分類した。その結果、⑨の三十三文字中、新たに五文字に関して、異質の要素が見られた。

C-1 筆画が多いもの	「結」、「皆」、「可」	三文字
C-2 筆画の省略が見られるもの	「通」	一文字
C-3 文字の表現に違いが見られるもの	「也」	一文字

従って、先に分析した「滅」と「非」を含め、異質の要素は、七文字に上る。

①巻四第十九紙の貼紙には、「滅」、「非」の二文字を含め、C-1「結」、「皆」、「可」、C-2「通」、C-3「也」の七文字に、巻一及び巻四とは明らかに違う要素が見られることになる。

従って、本研究では⑨巻四第二十三紙の貼紙を『法華義疏』に見られる別人の筆跡、異筆であると断定する。

前述したように、この貼紙は、花山信勝氏が「後人加筆の疑義」として、列挙した改補修正貼紙である。花山氏は論述の中で、「後人加筆」であるとの断定してはいないが、本研究では、同氏の先行研究を踏まえ、更に詳細な分析を行い、異筆であると判断した。

D ③卷四第二十紙の補筆、十九文字

③卷四第二十紙の貼紙は、「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を含む九箇所の内、三番目に書かれている改補修正貼紙である。

「有二。第一正釋。第二結示滅非實滅。就第一正釋」とあり、全部で十九字を数える。

この部分に関しては、「滅」と「非」を比較し、卷一及び卷四のものとの書風が異なることから、異筆であると判断した。

ここでは、改補修正貼紙に見られる、他の文字全体を比較することで、判断を明確なものにすると共に、①、③、⑨の関連を明らかにする基準としたい。

D-1 筆画に省略が見られるもの 一文字

卷一及び卷四、271例

③卷四第二十紙の貼紙 1例

①卷四第十九紙の貼紙、1例



1-03-06-24



4-20-11-15



4-19-19-09

「就」は、卷一及び卷四の271例が左下の部分を「小」の形にしているのに対し、③卷四第二十紙の貼紙の1例、4-20-11-15は横画一本に省略している。

これは、①卷四第十九紙の貼紙、4-19-19-09の例と同じ書き方である。

また、「就」については、③及び①以外にも、第二節の(4)で述べた卷一第三十四紙にも1-35-01-19に見られるように同じ書き方の例が見られる。



1-35-01-19

この結果、③巻四第二十紙の補筆については、

D-1 筆画に省略が見られるもの 「就」一文字

が判別できる。

従って、③巻四第二十紙の補筆、十九文字中には、「滅」「非」を含み、三文字に異質の要素があると判断され、本研究では『法華義疏』に見られる異筆であると断定する。

③巻四第二十紙の貼紙は、花山信勝氏の先行研究において「後人加筆の疑義」等、類別して挙げられてはいない。僅かに、①巻四第十九紙の貼紙と⑨巻四第二十三紙の貼紙を列挙した後、「前後に互って尚ほ七回も施されてゐる『示滅非實滅』の修訂文字⁽³⁷⁾」の中に一括されている。

本研究では、先行研究の中には述べられていない箇所について論述し、新たに③巻四第二十紙の補筆を異筆であると判断した。

⁽³⁷⁾ 花山信勝「法華義疏の研究」(山喜房佛書林、昭和53年復刻) 149頁

(2)では、まず『寿量品』の改補修正貼紙の中から「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を九箇所拾い出し、共通の文字である「滅」と「非」から、分析を行った。

その結果、①巻四第十九紙の貼紙、③巻四第二十紙の補筆、⑨巻四第二十三紙の貼紙に異質の要素が見られることから、これらを異筆であると判断した。

次に、更に詳細な分析をして判断を明確にするため、三個所の修正貼紙について項を改め、それぞれ分析を行った。その結果、①、③、⑨のいずれも、「滅」と「非」に見られる傾向と同じく、異質の要素が見られ、判断は矛盾しないことが明らかとなった。

本研究では、『寿量品』の「示滅非實滅」又は「示滅非滅」の文を含む九箇所の改補修正貼紙の内、三箇所が異筆によるものであると判断する。

三箇所の分類を行う中で、特異な用例として取り上げたものに共通の特徴が存在することから、個々の異筆判別の他に、相互の関係を分析する必要があると考える。次項においては、①、③、⑨三箇所の相互比較を行う。

E 『寿量品』に見られる異筆、三箇所相互関係

前述したように、B、C、Dにおいて三箇所の改補修正貼紙の分析を行う中で、特異な用例として取り上げた文字に共通の特徴が存在することが確認された。そこで、ここでは①巻四第十九紙の貼紙、⑨巻四第二十三紙の貼紙、③巻四第二十紙の補筆に関し、相互の比較を行い、関連を明らかにする。

①、③、⑨相互の比較ができ、複数の文字例が見られるものは、「第」、「滅」、「一」、「二」、「示」、「實」、「結」、「非」の八文字である。八文字のうち、「滅」と「非」は分析を行い、①、③、⑨に共通していることを述べた。違いが見られるのは、以下の二項目である。

E-1 ③巻四第二十紙の補筆のみ字形を異にしているもの 一文字

E-2 ③巻四第二十紙の補筆に字形の違う傾向があるもの 一文字

E-1 ③巻四第二十紙の貼紙のみ字形を異にしているもの 一文字

「滅」と「非」以外の六文字では、「結」に関して、③巻四第二十紙の補筆のみ、書風を異にしている。

③巻四第二十紙の貼紙

4-20-11-09

⑨巻四第二十三紙の貼紙

4-23-07-06

①巻四第十九紙の貼紙

4-19-19-03

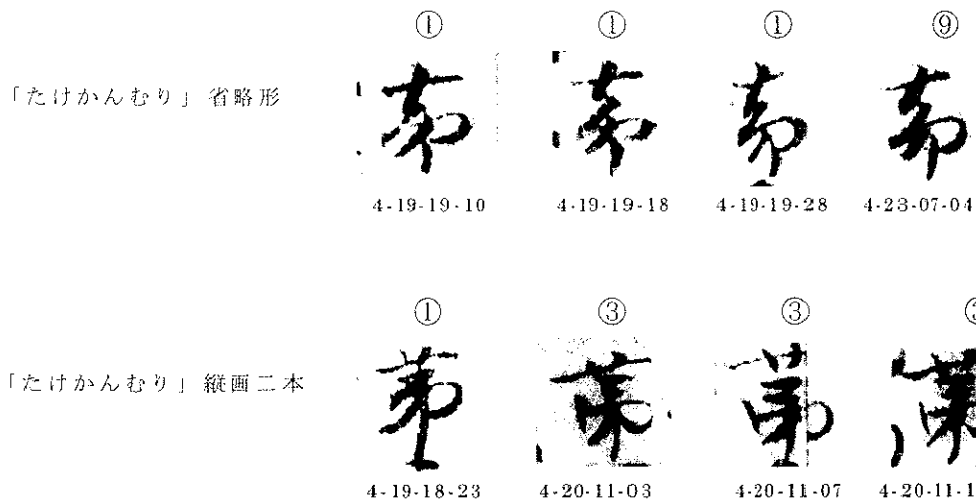
「結」は、③巻四第二十紙の貼紙では、「いとへん」を三本の線の連続にし、省略している。これは巻一及び巻四と同じ書き方である。

しかし、B、Cで述べたように、①巻四第十九紙の貼紙と⑨巻四第二十三紙の貼紙では、「と」に曲線を使って書いている。

「結」に関し、①、③、⑨の三箇所では、③のみ違う書き方になっている。

E-2 ③巻四第二十紙の補筆に字形の違う傾向があるもの 一文字

ここでは、E-1の「結」ほど明確な違いではないが、傾向として違いが見られる文字を一文字挙げる。「第」である。



「第」の文字は、①巻四第十九紙の貼紙において二種類の書き方が見られる。従って、決定的な相違ではなく、一つの傾向として分類する。

③巻四第二十紙の補筆は「たげかんむり」の縦画を省略しておらず、①の3例及び⑨とは違った書き方を示している。

また、③巻四第二十紙の貼紙は、3例とも、傍の左側に短い縦線を引いて、線を独立させている。

①巻四第十九紙の貼紙では、線を続けて書いているため、「たげかんむり」の書き方は同じであるが、傍の部分には、やはり相違が見られる。

従って「第」に関し、③巻四第二十紙の補筆には、「たげかんむり」及び傍の部分に①巻四第十九紙の貼紙、⑨巻四第二十三紙の貼紙とは違った傾向が見られる。

これらの結果を統合すると以下のようなになる。

①、③、⑨に共通 「滅」、「非」の他、「一」、「二」、「示」、「實」六文字

③のみに相違 「結」、「第」

①と⑨の相違 なし

以上、比較の結果、①と⑨の間には相違の傾向が見られない。

それに対し、③は共通の字形を多く示しながら、なお違う要素を含んでいる。

従って、本研究では、①と⑨を同筆であると判断し、『法華義疏』において、執筆者とは違う同一人物が、①巻四第十九紙と⑨巻四第二十三紙の二箇所には貼紙し、修正を加えたと判断する。

③に関しては、Dで述べたように、『法華義疏』における異筆であると考えられるが、①と⑨の異筆と同一人物の筆跡であるという結果は得られなかった。①と⑨に近似の字形が見られる傾向を明らかにするためには、本研究では取り上げることができなかった、僅かな文字数の散見する補筆等、丹念に調べる必要がある。前述したように、本研究では、『法華義疏』の内容解釈に関係があると思われる改補修正貼紙に搾り、論述を行っている。③巻四第二十紙の補筆に見られる異筆が『法華義疏』の中において同様の筆跡を持つのか否か等に関しては、今後の研究課題としたいと考えている。

第四節 卷四第六紙『法師品』に見られる貼紙の書風分析

卷四第六紙は本研究の異筆分析の中心課題である。「白色紙」であり、花山信勝氏、石田茂作氏には「本人の清書」とする説がある。

卷四第六紙

前半部分

通經人歎第(歎經中)之重第(格量)為歎言諸經中法華
宜尊第(二)涅槃王當知(下)據人為歎言(死)人則人尊第(三)涅槃
王(死)處(下)據處(為)歎言(死)地則地貴第(四)涅槃多(有)人在家
出家(下)就(目)為歎言諸備(行)中不如(喻)以(往)第(五)從其(有)衆生
求(法)道者(下)就(果)為歎言諸果中不如(法)華(壽)量(果)然(若)
論稱(為)檝(說)令(得)利者則諸教(皆)尔(所以)漏(嘆)法(華)宜(第)一(者)
只(就)會(前)用(後)為(論)故(然)會(前)者(以)三(乘)元(異)路(諸)万(善)
同(歸)用(後)者(諸)万(善)皆(成)仏(壽)命(元)窮(極)中(則)用(涅槃)前
路(化)常(住)ら(由)漸(前)後(兩)望(二)儀(變)以(可)下(昂)言(已)說(當)

卷四第六紙は、本研究の書風分析に関する主要課題であり、第四章において検討を加え、仮説を設定した。まず、紙色の違い、界線という原本の状況に関して述べ、先行研究との比較から論述した。更に、墨量の違い及び行脚の乱れが異質であることから、同一筆者であることへの疑問点を提示した。

次に、想定される可能性を更に明確にするため、先行研究である西川寧氏の分析結果を応用し、照合した。その結果得られた違いを仮説としてまとめることで、本研究の論証における立脚点とした。

卷四第六紙には、西川寧氏が時代策定の根拠としたものと字形を異にするものがみられる。従って卷四第六紙が同筆であるとするならば、西川寧氏の時代策定の根拠は覆されなければならない、異筆と断定されれば、その様式が西川寧氏の結論を証明するものになるであろう可能性を秘めている。本研究では、卷四第六紙が異筆であるとの仮説に立ち、比較を行った。書風分析においては、卷四第六紙中、41種の文字を挙げて論証を行った。分析は、以下の四項に分類し、論述する。

- (1) 字形の違うもの
- (2) 様式の違うもの
- (3) 運筆により線質の違うもの
- (4) 運筆により様式の違うもの

卷四第六紙の中に見られる文字の総数は402文字、同一の文字ごとに分別すると154種になる。そしてこれら、154種、402字を卷一及び卷一及び四同一文字とそれぞれ比較することにより検討を行った。

(1)字形の違うもの 八文字

卷四第六紙とその他のものを比較すると、字形の違うものが八文字、存在する。「果」「論」「涅」「窮」「於」「然」「家」「譬」である。

卷一及び卷四

卷四第六紙

1-02-12-04

4-06-05-21 4-06-10-14 4-06-12-15 4-06-13-15

卷一及び卷四では、1-02-12-04に見られるように、上下を分け、「田」と「木」にしているが、卷四第六紙では上下に分けず、中心の縦画が突き抜けているものが十一例中、三例ある。三例は、4-06-10-14、4-06-12-15、4-06-13-15である。卷一では図版中、1-02-03-20から1-39-09-03に見られるように、すべて、上下を分け、「田」と「木」にしている。また、第六紙以外の卷四の文字、4-01-21-18から4-26-06-03もすべて上下に分けた字形となっているため、卷四第六紙だけが特異であるということがわかる。

卷一及び卷四

卷四第六紙

1-24-06-06

4-06-06-01

4-06-07-08

「論」は、西川寧氏の論文「別字」の項、「7他に例のないもの」に入っている。「他に例のないもの」すなわち卷一では、1-24-06-06に見られるように、傍の部分すべて、右下の懐の中を縦の二本線で、まず区切り、その中におさまるように、短い横線を二本添えるようにして置いている。しかし卷四第六紙では、4-06-06-01、4-06-07-08の二例とも「論」の形になっており、傍の部分、下の懐の中は縦線と横線が交差す

る形になっている。ここでも第六紙以外の巻四の文字は 4-05-23-11 から 4-30-06-09 まですべて、巻一の 1-02-02-10 から 0-37-18-11 と同じ字形をしており、「果」と同様、巻四第六紙だけが、特異性を示している。

巻一及び巻四

1-37-08-26

巻四第六紙

4-06-08-21

「涅」巻四第六紙、4-06-08-21 の一例には右側の最後の点がないが、巻一及び巻四の十一例中には、1-37-08-26 に見られるように点のないものは見られない。

巻一及び巻四

4-04-17-14

巻四第六紙

4-06-08-16

「窮」は、巻四第六紙は 4-06-08-16 が字の右下を「身」にしているが、巻一及び巻四の十六例は 4-04-17-14 に見られるように、すべて「身」のはじめの「ノ」が書かれていない。

巻一及び巻四

1-05-17-08

1-02-12-10

巻四第六紙

4-06-11-21

4-06-16-13

「於」は巻一及び巻四では、右側の傍の最後を、1-05-17-08 のように二つ点を打つもの、1-02-12-10 のように二つの点がつながった形で点を置くようにし、「く」のように書いて終わるものが見られる。しかし、

卷四第六紙の 4-06-11-21、4-06-16-13 の二例では、点を一つ打ってから更に「く」のように書いており、点が多い。また、最後の点は横の線を引くように右横に引っ張ってから、筆を離している。尚、図版中 1-15-18-05 にも二つの点のようなものが見られるが、この文字は修正として書き加えられたものであり、文字も小さく、本文とは分別する必要があると思われる。

卷一及び卷四

然

然

1-12-10-04

卷四第六紙

然 然

4-06-05-22 4-06-07-10

「然」は、卷一及び卷四では「けもの」をくずした形にしているため、「火」を書く時のように、まず点を二つ打ってから、縦の線を引いている。しかし、卷四第六紙は 4-06-05-22、4-06-07-10 の二例とも右上の部分で「大」になっている。

卷一及び卷四

家

1-13-20-08

卷四第六紙

家 家

4-06-03-25 4-06-04-02

「家」卷四第六紙は 4-06-03-25、4-06-04-02 の二例が現在使う字に近く、右側に短い払いが2つ見られる。それに対し、他では右側の短い払いは一つであり、うかんむりの下の第一画と、第二画を「フ」の形を二つ繋げたような書き方にし、連続させている。1-13-20-08 などからそれがわかる。

卷一及び卷四、198例

卷四第六紙、10例



4-03-07-12



1-10-21-15



4-21-02-12



4-06-11-07

「譬」卷四第六紙では、右側の部分の横画が四本であり、一本目と二本目の横画の間に二つの点を打っている。線は独立させ、つなげない。この書き方が4-06-10-21から4-06-18-11の十例すべてについて見られる。しかし卷一及び卷四では線を連続させ、横画の数も概ね三本となっている。4-03-07-12のような書き方である。中には4-02-06-06のように四本、4-21-02-12のように五本にしているものも見られるが、線を連続させて書いていることに変わりなく、卷四第六紙のように、点を打つことはしていない。

以上、字形の違うもの八文字を通して、卷四第六紙の特異性を示した。

同一文字の表を見るに、卷一及び卷四の全体では、書風の一貫性が見て取れる。卷四第六紙以外は、字形の微妙な違い、揺れがあまり見られず、どの文字も驚くほど似通っている。このことから、『法華義疏』の筆者は、或る文字を書く時は常に同じ調子で、同じ書き方をしていたことがわかる。これは、一つには『法華義疏』の遺品の性格によるものなのかもしれないが、鑑賞対象ではない、読むための文字がそこに顕れており、筆者の確立された自己の姿が垣間見られる。『法華義疏』の筆者は、文字を書く時に非常に安定しており、同一の字形を常に書いている。上述の八字のように、卷四第六紙の中にばかり字形の違うものが存在するのは、奇異なことであり、同一筆者とは考えにくい。前述の先行研究には「時を経た後の清書」であるという説があるが、これも賛同できない。なぜなら、卷四第六紙の比較対象には、卷一の冒頭も含まれているからである。執筆が進み、注釈も中盤に入り、字形が緩やかになった部分を比較対象としているわけではない。『法華義疏』執筆の最初はやはり、「清書」にあたるような気持ちで臨んだのではないかと思われる。卷四第六紙は卷頭とも異質な書風を示している。従って、字形の違いから、卷四第六紙は『法華義疏』中の別の書き手、異筆である、と判断される。

(2)様式の違うもの 二十一文字

ここでは、巻一及び巻四に比して、様式の違うもの二十一文字を挙げる。分析にあたり、5項目に分類した。以下の内容である。

- A 「遠」 傍の様式 「遠」
- B 右はらの強調 「遠」「近」「通」「波」「及」
- C 右斜め下への強調 「機」「見」
- D 「へ」の様式 「合」「令」「今」「會」「命」
- E 複数の連続に関する違い 「住」「経」「王」「重」「量」「摩」「異」

A 「遠」の傍の様式

「遠」の文字は、巻一及び巻四と巻四第六紙では、傍の部分に違いが見られる。巻四第六紙では、短い二本の縦画を合わせて縦に並べ、

巻四第六紙



4-06-14-15

巻一及び巻四



1-02-28-23

中心を揃えて同一直線上に並べている。巻一及び巻四では、縦を揃えることはせずに、運筆に従って右へと進んでいる。

B 右はらいの強調

卷四第六紙には、「しんにゅう」の文字が四文字あるが、卷一及び卷四とでは書き方に違いが見られる。

卷一及び卷四

遠 道 通 近
1-02-28-23 1-23-02-24 1-12-26-22 4-11-19-19

卷四第六紙

遠 道 通 近
4-06-14-15 4-06-05-03 4-06-01-01 4-06-17-17

卷四第六紙では、「しんにゅう」の文字が「遠・道・通・近」の四文字見られる。「遠」4-06-14-15「通」の4-06-01-01、「道」の4-06-05-03、「近」4-06-17-17のいずれも、右はらいを斜め下に向かって下ろしながら書いている。それに対し、卷一及び卷四では下におろさず、横に線を引っ張るようにして線を引いている。右はらいは平らでその上に旁を乗せた形になっているため、字形は横長になる。卷四第六紙の文字は、これに比べ縦にのびている。

卷一及び卷四

波

1-04-23-18

卷四第六紙

波

4-06-13-06

「波」の最終画の線を引く方向に違いが見られる。

卷四第六紙 4-06-13-06 では、最終画を斜め下に、長く書いているが、卷一及び

卷四では、1-04-23-18に見られるように、下ではなく、横に突っ張るようにして線を引いている。データベース収録の文字画像を隣に並べて比較すると、切り取った文字の外形が、縦と横に大きく異なっていることがわかる。

卷一及び卷四



1-17-17-20

卷四第六紙



4-06-13-03

「及」の最終画を、卷四第六紙 4-06-13-03 では、斜め下に向かい、起筆で一呼吸おきながら打ち立て、瞬時に引き抜いている。右

はらいは、起筆の打ち込みから終筆に向かって一気に細くなる。その勢いを楽しむかのように線は長い。卷一及び卷四では、左はらいからの流れの中で緩やかに続け、筆脈がつながっている。

C 右斜め下への強調

卷一及び卷四



1-27-24-24

卷四第六



4-06-06-05

「機」の書き方について、
卷四第六紙の 4-06-06-05
では、旁である「戈」の斜
めの線を強調している。旁
には「幺」が二つ並んでい

るが、その上の方から高く持ち上げ、斜めの線を長く引き抜いている。
卷一及び卷四の 1-27-24-24 では、「幺」の上まで引き上げて書くこと
はしていない。字形も横長になっている。

卷一及び卷四



1-11-03-02

卷四第六紙



4-06-11-05

「見」は最終画の書き方に
違いが見られる。卷四第六紙
では 4-06-11-05 に見られる
ように、最終画を下にさがり
ながら、大きく広く空間を取

り、そこからまわり込む勢いで上に長く跳ね上げている。それに対し、
卷一及び卷四では 1-11-03-02 に見られるように最終画を横に書き、
線を引くようにして下には広がらず、字形を横長にしている。

D 「人」の様式

卷四第六紙の中には、文字の上部を「人」につくる文字が「合・令・今・會・命」の五文字見られ、同一の書き方をしている。

卷一及び卷四



4-04-22-14



4-15-15-04



4-19-28-26



1-27-21-13



4-15-06-04

卷四第六紙



4-06-11-12



4-06-06-07



4-06-10-02



4-06-07-03

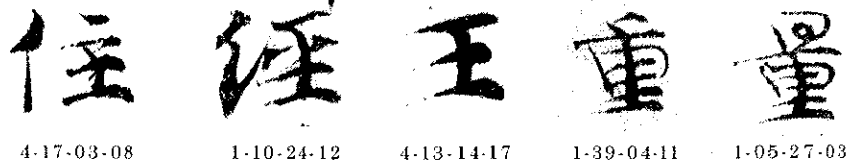


4-06-08-14

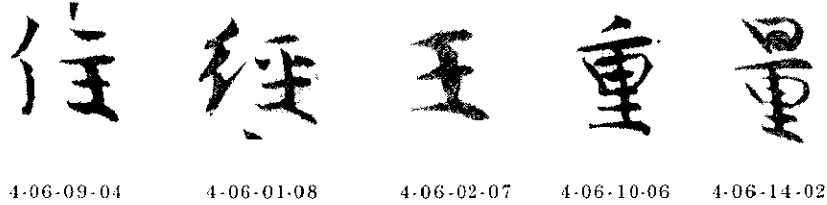
卷四第六紙では、「合」の 4-06-11-12 に見られるように、第一画を書いたあと、撥ね上げ、第二画目の出発点で一呼吸おくようにして起筆を決め、一気に斜め下に引き抜いている。第一画は短く、第二画の半分ほどの長さになる。これは、「合・令・今・會・命」の五文字に共通している。第一画と第二画の長さの違いにより、文字の中心が左に傾き、左にせり出した印象を与える。それに対し、卷一及び卷四では「人」の部分をも右に左に、大きな円を書くように柔らかく広げて書き、ゆっくりとした筆の動きが感じられる。

E 横画の連続に関する違い

卷一及び卷四



卷四第六紙



横画が連続して書かれる文字が、卷四第六紙では、「住・経・王・重・量」の五文字見られる。これらは左の起筆部に比べ、右側の終筆部の空間が広がっている。「住」4-06-09-04、「経」4-06-01-08、「王」4-06-02-07 は、三本の横画の内、二本目の線までは平行に引いているが、三本目の特に終筆で筆を落とすように下げている。「重」4-06-10-06、「量」4-06-14-02 のように横画が連続するものは、左から右へ、横画が放射状に広がっている。それに対し、卷一及び卷四では、「住」4-17-03-08、「経」1-10-24-12、「王」4-13-14-17、「重」1-39-04-11、「量」1-05-27-03 のいずれも、連続する横画を平行に重ねて書いている。

卷一及び卷四



1-32-07-09

卷四第六紙



4-06-15-03

「摩」は卷一及び卷四では 1-32-07-09 に見られるように「まだれ」の横画から「手」の横画に至るまで平行に書いている。卷四第六紙 4-06-15-03 で

は「まだれ」の横画から文字の下半分、「手」の横画に至り、徐々に角

度を変えて、横画の角度が下に下がっている。横画は左から右に広がる放射状である。

卷一及び卷四



1-05-19-17

卷四第六



4-06-07-18

「異」卷一及び卷四では、「田」の中の横画から下の「共」の横画に至るまで平行に書き、最後の点二つも長い横画の下に添えるようにして書いている。

それに対し、卷四第六紙 4-06-07-18 では「田」の横画から「共」の横画に書き進むうち、角度が下がり、左から右への放射状に広がっている。「田」は第二画の右上がり強く、転折が強調されている。

以上、(2)では、様式の違うものを、AからEの五つに分類し、二十一字について論述することで巻四第六紙の『法華義疏』の中における特異性を明らかにした。

- | | |
|---------------|-----|
| A 「遠」の旁の様式 | 一文字 |
| B 右はらいの強調 | 六文字 |
| C 右斜め下への強調 | 二文字 |
| D 「へ」の様式 | 五文字 |
| E 横画の連続に関する違い | 七文字 |

(3) 筆法により線質が違うもの 二文字

卷四第六紙に見られる文字は、線質に違いが見られる。この中で、
運筆方法の違いがその要因であると思われるものに対し、論述する。
「必」「之」である。

卷四第六紙



4-06-17-16

「必」は、卷四第六紙では、交差した二本の
線の太さが左右とも変わらない。はじめから終
わりまで同じ太さで書かれ、三つの点も同じ大
きさである。それに対し、卷一及び卷四では、

線の文字の中で太さが様々に変化している。

卷一及び卷四



1-10-08-16

①



1-20-19-08

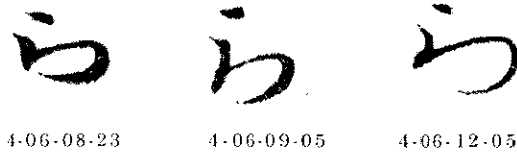
②

1-10-08-16 は、矢印の点①を下から掬い上げるようにして書い
ている。①は文字の中で太く、筆圧がかかり、筆が開いているのが
わかる。

1-20-19-08 は、②の線が太く書かれている。交差するもう一本
の線が、進行方向に真っ直ぐ筆を向けているのに対し、②は、筆の
側面を擦るようにして線を書いている。 1-10-08-16 の①と 1-20-
19-08 の②は、「必」の文字の中で同じ位置の線ではないが、いず
れも一本だけ太く書かれている。こうした、線の太さの違いは、筆
の筆管の倒れ方によるものであると思われる。筆を立て、穂先だけ
を紙に当てて書くと、線の太さは比較的一定する。それに対し、筆
を倒して書くと、筆の側面が紙に当たるため、線が太くなり、一定

しない。従って、線の太さが同じ巻四第六紙は筆を立てた直筆であり、巻一及び巻四は筆を倒した側筆であると思われる。

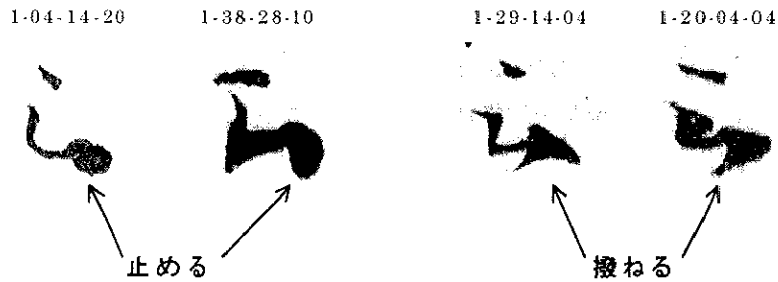
巻四第六紙



「之」を巻四第六紙
4-06-08-23、4-06-09-05、4-06-12-05 の三例は、筆を立てて、直

筆の持ち方で運筆しているため、最後まで線の太さがあまり変わらない。最終画は大きく回って左に払っている。

巻一及び巻四



巻一及び巻四では、「之」の右はらいに際立った特徴が見られる。1-04-14-20、1-38-28-10 に見られるように、止める場合と、1-29-14-04、1-20-04-04 のように撥ねる場合とあるが、いずれも文字の最後が突然太くなり、こぶをつくったようになり、その勢いで筆が瞬間的に開いていることがわかる。線の最後は太く、強い。これは、筆を倒し、側筆にしているためである。

(3)では、「必」と「之」の二文字を挙げ、直筆と側筆という筆法の違いから、巻四第六紙と巻一及び巻四に線質の違いが見られることについて論述を行った。

(4) 筆法の傾向により様式の違うもの

ここでは、筆法の違いから導き出される様式の違いについて論述し、巻四第六紙の特異性を更に明確にする。

(3)では、筆法により線質の違うもの、について論述した。

筆の持ち方、筆管の角度の違いは、運筆に何らかの傾向、または違いを生じさせるものであると考える。

筆の動きやすさに応じた運筆と、それによって導き出される一つの傾向は、やがて筆者固有の書き方となって定着していくものと思われる。『法華義疏』にもこの違いが看取できる。

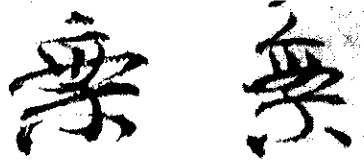
『法華義疏』全体、つまり巻一及び巻四においては、運筆の際の、文字の縦画と横画に関する違いが希薄であり、右回転の連続の中で、横画と縦画の区別なく筆を進めている。それに対し、巻四第六紙では、横画と縦画を明確に分け、いずれも起筆を立てて、区別して書いている。こうした違いは、直筆と側筆という筆法の違いが導き出した一つの傾向であると思われる。ここでは、巻四第六紙の特異性を示す、縦画と横画の起筆の明確な文字について論述する。

論述するにあたり、三項目に分けた。以下の内容である。

- A 右回転を排除した横画 「乗」「衆」
- B 右回転を排除した縦画
 - B-1 文字の右下からのつながり 「内」「出」
 - B-2 文字の中心部分からのつながり 「十」「中」「求」
- C 右回転を排除した転折 「由」「四」「前」

A 右回転を排除した横画 二文字

卷一及び卷四



1-05-26-23

1-36-18-06

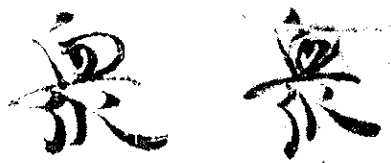
卷四第六紙



4-06-07-16

「乗」は卷一及び卷四においては、1-05-26-23、1-36-18-06に見られるように、右回転の運筆に任せて大きな円を幾重にも重ね、旋回させるように書いている。リズムカルでよどみがなく、起筆終筆の区別が希薄である。それに対し、卷四第六紙では 4-06-07-16に見られるように、起筆をはっきりと打ち込み、終筆に向かって、線を引く時には腕を動かし、身体を開く様にして線を引いている。

卷一及び卷四



4-15-18-09

4-08-22-12

卷四第六紙



4-06-04-24

「衆」の文字は、卷一及び卷四では 4-15-18-09、4-08-22-12に見られるように、文字の中心の横画を、点からのつながりの中で回転させ、大きく弧を描くようにして、曲線にしている。それに対し、卷四第六紙では、4-06-04-24に見られるように、起筆を明確に打ち立て、真っ直ぐに横に線を引き、三過折の筆法で書いている。

B 右回転を排除した縦画 五文字

B-1 文字の右下からのつながり

卷一及び卷四 卷四第六紙



1-38-02-18

4-06-16-11

「内」は、卷一及び卷四においては、1-38-02-18に見られるように、第二画の撥ねを受けて、そこからのつながりの中で掬い上げるようにして、縦画を

書いている。それに対し、卷四第六紙では 4-06-16-11に見られるように、第二画のあと、改めて上から線を下ろし、起筆を決めて線を書いている。起筆を強調して書くため、字形が縦に伸びる印象を与える。

卷一及び卷四

卷四第六



4-15-25-21

1-27-05-14

1-26-20-27

4-06-04-01

「出」は、卷一及び卷四では、4-15-25-21、1-27-05-14、1-26-20-27に見られるように、まず横画を連続で書き、右下からの勢いを使い、終筆から持ち上げるようにして、中心の縦画へと続けている。それに対し、卷四第六紙では 4-06-04-01に見られるように、新たに起筆を立て、上から縦画を書いている。

B-2 文字の中心部分からのつながり

B-1に見られるような縦画の傾向は、右下からの繋がりばかりではなく、「十・中・求」など、文字の中央部からの連続についても言える。

卷一及び卷四

1-28-04-25

1-24-18-21

1-17-08-15

卷四第六紙

4-06-13-13

4-06-01-09

4-06-12-04

卷一及び卷四では、「十」1-28-04-25、「中」1-24-18-21、「求」1-17-08-15に見られるように、右回転の運動の中に横画も縦画も共にあり、線を引く上での縦横の区別、意識の違いは感じられない。これに対し、卷四第六紙では、「十」4-06-13-13、「中」4-06-01-09、「求」4-06-12-04に見られるように、縦画も横画も起筆を立て、線を引いているため、縦横の違いが明確であり、右回転の運筆とは異なった造形意識が感じられる。

C 右回転を排除した転折 三文字

卷一及び卷四



1-38-12-26

卷四第六紙



4-06-09-06

「由」は、卷一及び卷四では 1-38-12-26 に見られるように、第二画の転折を円く膨らませて、その勢いのまま、大きく掬い上げるように書き、

縦画に繋げている。第二画、第三画、共に右回転の中で筆を運んでいる。それに対し、卷四第六紙では 4-06-09-06 に見られるように、第二画の転折部分の角を明確に打ち立て、横画と縦画を分けて書いている。

卷一及び卷四



1-13-30-06

卷四第六



4-06-10-05

「四」卷一及び卷四では、 1-13-30-06 に見られるように「くにがまえ」の第二画を円く、平仮名の「つ」を書くように書き、中の点

に繋げている。それに対し、卷四第六紙では、4-06-10-05 に見られるように、第二画を「フ」のように書き、転折を境に、横画と縦画を分けて書いている。

卷一及び卷四



1-33-11-08

卷四第六紙



4-06-09-08

「前」卷一及び卷四においては、1-33-11-08 に見られるように、運筆の軟らかな回転の中で筆を動かし、滞ることなく、円を書くよ

うに滑らかに筆を進めている。それに対し、卷四第六紙では、縦画と横画の区別を明快にして、起筆も明らかに打ち込んでいる。

(4)では、直筆と側筆という筆法の違いから、様式の違いが導き出されるということを、三項から論述した。

- A 右回転を排除した横画 二文字
- B 右回転を排除した縦画 五文字
- C 右回転を排除した転折 三文字

以上、第四節では、卷四第六紙に見られる書風の違いを論証するために、(1)から(4)の四項に分類し、特異性について論述してきた。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 字形の違うもの | 八文字 |
| (2) 様式の違うもの | 二十一文字 |
| A 「遠」の傍の様式 | 一文字 |
| B 右はらいの強調 | 六文字 |
| C 右斜め下への強調 | 二文字 |
| D 「へ」の様式 | 五文字 |
| E 横画の連続に関する違い | 七文字 |
| (3) 筆法により線質が違うもの | 二文字 |
| (4) 筆法の傾向により様式の違うもの | 十文字 |
| A 右回転を排除した横画 | 二文字 |
| B 右回転を排除した縦画 | 五文字 |
| C 右回転を排除した転折 | 三文字 |

(1)から(4)まで、論証のために取り上げた文字は、四十一文字である。

以上述べてきた、これら四十一字に見られるように、卷四第六紙には明らかな書風の違いがあり、『法華義疏』本文と同一筆者と見なすことはできない。従って、本研究では卷四第六紙を『法華義疏』の異筆と断定し、別の筆跡の存在を明らかにした。

(3)、(4)で述べたように、卷四第六紙の様式の違いは筆法から生じるものであると考えられる。卷一及び卷四では筆管を倒し、側筆にしており、筆を回転させるように書いている。右回転の連続の中、

一定のリズムに乗るように筆を動かし、その運動の中で横画も縦画も区別せずに書いている。それに対し、卷四第六紙では、筆を立て、直筆にしているため、懐を広げ、腕を動かすようにして線を書いている。起筆、終筆は明確になり、文字を飾るかのようにはらいたの線が鋭く、長く強調されている。また、(1)で述べたように、字形の違いは『法華義疏』の中において、卷四第六紙のみに見られる傾向であり、特異性が明らかである。

この論証における過程の中で、西川寧氏の説を証左する結果が得られた。卷四第六紙は『法華義疏』における異筆である。従って、西川氏が「隋文化圏」と判断した「果」の字形が、卷四第六紙において違戻していても何ら問題がない。本研究は、西川寧氏の説、卷一を基として行った結論を覆すものではなく、互いの説は矛盾するものではない。

今後の課題は、卷四第六紙の異筆の断定を基に、『法華義疏』の時代策定を行っていくことであると考えている。今後の時代策定の方角性を見極める上で、参考になると思われる事項が存在する。

一部看取できる事について、第五節において論述する。

第五節 『法華義疏』本文と卷四第六紙に見られる類似点

(1)「快」と「決」の使用に関する混同

『法師品』の中には、「其心決定⁽³⁶⁾」の文がある。「知水必近⁽³⁷⁾」に続く、「高原鑿水の譬」の中に見られる文である。吉蔵は、これを「仏性の水⁽³⁸⁾」と解釈し、『法華経』に仏性が説かれていないとする南北朝諸師の説に反論した。

本研究において書風分析の中心をなす、卷四第六紙は『法師品』の註釈部分であり、「其心^{けつてい}決定」の文を含んでいる。この時「決定」としなければならない「決」の文字を、『法華義疏』においては「快」と書いている。

これについて花山信勝氏は論考中、「法華義疏に現われた法華経」として、『法華経』の文と照合を行っている。卷四第六紙に見られる「決」と「快」の混同も、その中の一部として列挙されている⁽³⁹⁾。

花山氏は、文字の異同を調査することによって『法華義疏』が依拠した『法華経』について類推する目的があったようである。「光宅の用ゐた経典が健在の経典と一致しない点が屢々義記の中にあるやうに、太子の依られた経典も亦必ずしも現流経本と同一のものであつたとは考へることが出来ぬ。⁽⁴⁰⁾」とし、例を挙げて、「太子御所依の法華経本自體が現経と相違あつたことを示すもの⁽⁴¹⁾」であるとしている。列挙された個所を参照すると、「決」と「快」の混同は、卷四第六紙だ

(36) 「妙法蓮華経」(『大正新修大蔵経 第九卷』大蔵出版株式会社、1988年) 31頁 下段

(37) 同上 31頁 下段

(38) 吉蔵「法華玄論」(『大正新修大蔵経 第三十四卷』大蔵出版株式会社、1989年) 367頁 中段

(39) 花山信勝『法華義疏の研究』(山喜房佛書林、昭和53年復刻) 202頁

(40) 同上 217頁

(41) 同上 218頁

けではなく、『法華義疏』全体に見られる傾向ということがわかる。

大野達之助氏は、花山信勝氏のこの説を引用し、「現流の経本と同一のものでなかったであろうけれども、それにしてもその誤りはひどすぎて、太子の自筆とは考えられない。⁽⁴²⁾」として疑念を示している。大野氏は、口述筆記の可能性を示唆しているが、このひどすぎる誤りの中に、卷四第六紙の「決」と「快」が含まれている。

望月一憲氏はこれに対し、誤謬があるからこそ自筆本である⁽⁴³⁾としている。これについては、第二章でも論述を行ったが、例については述べなかった。根拠の一つとしてあげられたのが、卷四第六紙の「決」と「快」である。

『法華義疏』には卷四第六紙を含め、九箇所の混同が存在する。「決」と「快」の混同はすべて、『法華経』の引用文の中に見られる。以下、9箇所が何巻の何品にあるか、その正誤を記す。尚、下線を引いた部分は、引用された『法華経』の文である。

①卷二、譬喩品 上云「而今従佛聞所未聞 断諸疑悔 決得安穩。」

疑悔を断じ、こころよく安穩なることを得たり⁽⁴⁴⁾。〈誤〉

②卷二、譬喩品 従「坐師子坐 而自慶言 我今快楽」以下。

而して自ら慶びて言わく、我は今快楽なり⁽⁴⁵⁾。〈正〉

③卷二、譬喩品 第一「而自慶言 我今決楽」此二句。

而して自ら慶びて言わく、我は今快楽なり⁽⁴⁶⁾。〈誤〉

(42) 大野達之助「聖徳太子の研究」(吉川弘文館、昭和45年)131~132頁

(43) 望月一憲「法華義疏の著者設定」(『聖徳太子研究会』平楽寺書店、昭和46年)326頁

(44) 花山信勝『法華義疏(上)』(岩波文庫、1996年)160頁

(45) 同上 160頁

(46) 同上 258頁

- ④ 卷二、譬喩品 第三從「是故諸人 我今決樂」二句。
 是の故に諸人よ。我は今快樂なり⁽⁴⁷⁾。〈誤〉
- ⑤ 卷三、信解品 第一從「譬若有人」以下。訖「坦然決樂無復憂慮。」
 坦然快樂にして復た憂慮無し、に訖るまで⁽⁴⁸⁾。〈誤〉
- ⑥ 卷三、信解品 「我若得子。委付財物。坦然決樂無復憂慮」者。
 財物を委付^{きこひあかた}えれば、坦然快樂にして復た憂慮無し⁽⁴⁹⁾。〈誤〉
- ⑦ 卷三、化城喩品 「若入是城。快得安穩。先至寶所。亦可得去」者。
 若し是の城に入らば、快く安穩なることを得ん⁽⁵⁰⁾。〈正〉
- ⑧ 卷三、化城喩品 「我等今者。免斯惡道。決得安穩」者。
 斯の惡道を免れて、こころよく安穩なることを得たり⁽⁵¹⁾。〈誤〉
- ⑨ 卷四第六紙、法師品 泥譬今日法華經「其心快定 知水必近。」
 其心決定^{けつじょう}して、水は必ず近しと知る⁽⁵²⁾。〈誤〉

以上、九箇所を正誤別に見てみると、

<正>②、⑦ 「快」

<誤>①、③、④、⑤、⑥、⑧ 「快」を「決」にしている。

⑨ 「決」を「快」にしている。 卷四第六紙

(47) 花山信勝『法華義疏(上)』(岩波文庫、1996年)258頁

(48) 同上 296頁

(49) 同上 304頁

(50) 花山信勝『法華義疏(下)』(岩波文庫、1996年)79頁

(51) 同上 80頁

(52) 同上 140頁

正しく使用しているのは二箇所のみであり、七箇所は誤って使われている。正誤のいずれにおいても、これら九箇所は『法華経』の文の中に見られる字句である。花山信勝氏が推測するように、或いは、依拠した『法華経』の中に「快」と「決」の混同が見られたのかもしれない。

本研究では、巻四第六紙を『法華義疏』に存在する異筆であると断定している。しかしながら、「決」と「快」については、本文全体と同種の混同が見られる。これは、巻物の破損により本文をそのまま書き写したという可能性の他、『法華義疏』の筆者と巻四第六紙の筆者が、同一の経典を依拠としていたか、もしくは同じ文化背景を所有していた、という可能性が考えられる。これは、今後の課題である『法華義疏』の時代策定に対し、注目すべき視点を与える事項であり、看過できない結果であると考えられる。

(2)「阿曾祇」の記述に見られる巻四第六紙との関連

「阿僧祇」は、時間を表わす単位であり、仏典には多く登場する。

「阿僧祇」と書く所を『法華義疏』では、「阿曾祇」としている。「阿僧祇」と「阿曾祇」の関連から、「僧」と「曾」の文字の使用状況を示し、巻四第六紙に関する視点を明らかにしたい。データベースに収録した、巻一及び巻四の中には、「曾」の文字が三十九回登場し、「僧」の文字は六回使われている。

「阿曾祇」という記述が見られるのは、巻四である。巻四の「阿曾祇」十四例の内容は、以下のようになる。

- ①巻四第一紙、五百弟子受記品⁽⁵³⁾ 「第二從無量阿曾祇劫以下」
- ②巻四第六紙、法師品⁽⁵⁴⁾ 「濕土譬維摩經七百阿曾祇果」
- ③巻四第六紙、法師品⁽⁵⁵⁾ 「内合於壽量果七百阿曾祇少近」
- ④巻四第九紙、見寶塔品⁽⁵⁶⁾ 「嘆未曾有以下」
- ⑤巻四第十四紙、從地踊出品⁽⁵⁷⁾ 「又云七百阿曾祇者」
- ⑥巻四第十四紙、從地踊出品⁽⁵⁸⁾ 「心生疑惑惟未曾有以下」
- ⑦巻四第十四紙、從地踊出品⁽⁵⁹⁾ 「復聞七百阿曾祇」
- ⑧巻四第十四紙、從地踊出品⁽⁶⁰⁾ 「則動七百阿曾祇之執」
- ⑨巻四第十四紙、從地踊出品⁽⁶¹⁾ 「非但七百阿曾祇」

(53) 「法華義疏」(『大日本仏教全書』名著普及會刊、昭和五十三年復刻)101頁 下段

(54) 同上 106頁 上段

(55) 同上 106頁 上段

(56) 同上 108頁 上段

(57) 同上 112頁 下段

(58) 同上 112頁 下段

(59) 同上 112頁 下段

(60) 同上 113頁 上段

(61) 同上 113頁 上段

- ⑩卷四第十五紙、從地踊出品⁽⁶²⁾ 「非但七百阿曾祇」
- ⑪卷四第十七紙、壽量品⁽⁶³⁾ 「第一從初訖壽命無量阿曾祇劫常住不滅」
- ⑫卷四第十七紙、壽量品⁽⁶⁴⁾ 「非但七百阿曾祇」
- ⑬卷四第二十一紙、壽量品⁽⁶⁵⁾ 「百千萬億那由他阿曾祇國導利衆生」
- ⑭卷四第二十二紙、壽量品⁽⁶⁶⁾ 「百千萬億那由他阿曾祇劫者」

卷四では、「未曾有」二例、「阿曾祇」が十二例となっている。従って、データベースに収録した、巻一及び巻四に見られる三十九例を類別すると以下、三種類になる。

「かつて」 巻一 二十五例。

「未曾有」 巻四 ④、⑥ の二例。

「阿曾祇」 巻四 ①、②、③、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭ の十二例。

『法華義疏』の巻一及び巻四の中には、「阿僧祇」を「阿曾祇」と書く例が十二例見られ、この中には、本研究の主題とも言える巻四第六紙の例も含まれている。②、③が巻四第六紙であり、巻四の他の部分と同様に「阿曾祇」を使用しているということがわかる。

次に、『法華義疏』において「僧」の文字をどのように使用しているか、データベース収録の巻一及び巻四のデータを以下に挙げる。

(62) 「法華義疏」(『大日本仏教全書』名著普及會刊、昭和五十三年復刻) 113頁 上段

(63) 同上 116頁 上段

(64) 同上 116頁 上段

(65) 同上 119頁 下段

(66) 同上 121頁 下段

- ①卷一、方便品⁽⁶⁷⁾ 「及以阿羅漢法^僧差別名者」
- ②卷四、安樂行品⁽⁶⁸⁾ 「惡^僧耶律之責」
- ③卷四、安樂行品⁽⁶⁹⁾ 「惡^僧耶律之責」
- ④卷四、分別功德品⁽⁷⁰⁾ 「造塔及^僧坊持戒」
- ⑤卷四、隨喜功德品⁽⁷¹⁾ 「詣房^僧聽經」
- ⑥卷四、隨喜功德品⁽⁷²⁾ 「從若故詣^僧坊以下二行偈」

「僧」六例のいずれも、「僧侶」意味で使用しており、「阿僧祇」のような例は見られない。これにより、『法華義疏』においては、「阿僧祇」と「阿曾祇」の混同はなく、すべて「阿曾祇」を統一して使用していることがわかる。それは巻四第六紙においても同じ傾向である。更に「阿曾祇」は、一節の「快」と「決」に見られるような、『法華經』の文からの引用ばかりではない。巻四、『從地涌出品』に書かれている⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、五例の「阿曾祇」はいずれも、義疏の註釈の文言である。また、巻四第六紙、『法師品』の②、③の二例も註釈の文であり、『法華經』からの引用ではない。

これは、『法華義疏』の筆者も、巻四第六紙の筆者も、いずれも、「阿僧祇」を「阿曾祇」と書く、文化的背景を持っていたということになる。

(67) 「法華義疏」(『大日本仏教全書』名著普及會刊、昭和五十三年復刻)30頁下段

(68) 同上 109頁 上段

(69) 同上 109頁 下段

(70) 同上 123頁 下段

(71) 同上 124頁 上段

(72) 同上 124頁 上段

第五節では、(1)「快」と「決」の使用に関する混同、(2)「阿曾祇」の記述に見られる巻四第六紙との関連、を示し、巻一及び巻四と巻四第六紙に、同じような用語の混同が見られることを明らかにした。第四節では、書風分析による様式の違いを述べ、異筆の判断をしたが、第五節に見られるように、用語には同様の混同が認められる。

同一人の筆跡でないにもかかわらず、同種の混同が見られることは、同種の文化背景を持つ、異筆の同時代性を感じさせる結果となった。今後、『法華義疏』本文と異筆の双方に関して、時代策定を行っていく上での一つの指標にしたいと考えている。